様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　６ 年　６ 月 １６ 日現在

機関番号：３０１０６
研究種目：若手研究
研究期間：2018～2023
課題番号：１８Ｋ１２９７１

研究課題名（和文）現代日本における生活困窮対策のスティグマと抵抗の実態に関する調査研究

研究課題名（英文）A study of stigma and resistance in support for poor and needy in Japan

研究代表者
松岡　是伸（Yoshinobu, Matsuoka）

北星学園大学・社会福祉学部・准教授

研究者番号：９０４３３１２７

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　1,700,000円

研究成果の概要（和文）：　本研究の目的は、生活困窮対策を利用・申請する人々のスティグマとそれに対する抵抗の実態を明らかにすることである。
　研究成果は、主に3つである。第1に、生活困窮者支援法を利用する人々には、あまりスティグマはみられないものの、“生活保護”に対して抵抗を示していた点を明らかにすることができた。第2に、生活保護法を利用する人々は、自らの境遇に対してスティグマを感受・内面化しており、また他者や地域のまなざしを気にしている点が明らかにした。最後に、“生活保護という制度・システム”が生活困窮者自立支援法や生活保護法を利用する人々（当事者）の情動やふるまいに影響を与えている点を明確にすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義
　学術的意義は、生活困窮対策において、“生活保護という制度・システム”が制度利用・申請する人々にスティグマを生じさせ、援助者や他者に対する抵抗としてあらわれていたことを示唆できた点である。
　社会的意義は、生活困窮対策におけるスティグマの問題を社会的に浮き彫りにした点である。そして“生活保護という制度・システム”がどのようにスティグマと抵抗を生じさせていたかをつまびらかにした点である。

研究成果の概要（英文）：　The study aims to elucidate the reality of stigma and resistance among users of support for poor and needy.
　There are three main research achievements. First, users of the “Self-reliance Support system for Needy Persons” showed low stigma, but they were resistant to “public assistance”. Second, the users of " public assistance" were sensitive to and internalized the stigma of their circumstances, and they were also concerned about the gaze of others and the community. Finally, “system of public assistance” is found to have an impact on the emotions and behavior of the users of the “Self-reliance Support system for Needy Persons” and “public assistance”.

研究分野：社会福祉学

キーワード：スティグマ　抵抗　公的扶助（生活保護）　生活困窮者自立支援　貧困

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１（共通）

１．研究開始当初の背景

研究開始当初の背景としては、生活困窮者自立支援法（以下、支援法）は施行以来、約 2 年間で約 45 万人の新規相談者がおり、そのなかで約 12 万人が支援プランによる継続的な利用に至っていた（厚生労働省 2017）。そして生活保護受給者は、稼働年齢層を含む「その他世帯」の割合が高まっていた。また支援法では、生活困窮者の複合化されたニーズがあらためて明らかになると同時に、制度利用に至らない層の存在が指摘されている（厚生労働省 2017）。

一方で 2013 年の改正生活保護は申請手続きや扶養義務照会等の厳格化の影響から制度利用に至らない人々が生じると考える。これらのことから生活困窮者支援を考える際、生活困窮者する人々のニーズの複合化問題や生活保護受給者の質的変化、制度利用に至らない人々がいる点を踏まえ考える必要がある。

このような背景には、制度を利用・申請する人々のスティグマとそれに対する抵抗がある。制度利用・申請する人々は、スティグマを避けるために援助者に対して抵抗を示す場合がある（Luna 2009）。つまり生活困窮対策にはスティグマが出現し、そのスティグマに対して制度利用・申請する人々が抵抗を示しており制度利用に至らないというアクセシビリティの問題が生じている。この点を解明できなければ、制度を利用・申請する人々にみられるスティグマや抵抗、アクセシビリティ等の問題は解決できない。ともすれば本来的な制度のねらいは果たされず、制度利用をできない層が増加し、貧困や生活困窮が拡大し、貧困の再生産の歯止めを失うことになる。

２．研究の目的

本研究の目的は、生活保護法・生活困窮者自立支援法を利用・申請する人々のスティグマとそれに対する抵抗の実態を明らかにすることである。それによって人々のスティグマと抵抗が制度にどのような影響を及ぼしているかを解明することである。本研究では、生活保護法や生活困窮者自立支援法におけるスティグマと抵抗について総合的・統合的に明らかにすることで一体的な把握を試みる。

３．研究の方法

本研究の方法としては、研究協力者に対して半構造化面接によるインタビュー調査を実施した。インタビュー調査後、研究協力者の語りをテープ起こしし、その後、質的分析をおこなった。

（1）生活困窮者自立支援法を利用する人々を対象とした実態調査について

本調査の対象は、生活困窮者自立支援法を利用する人々である。研究協力者として 4 名の協力を得ることができた。なお研究協力者のうち、1 名は生活保護を利用した経験があり、もう 1 名はインタビュー調査時点で生活保護申請中のことであった。

インタビュー調査の主な内容は、1）生活困窮者対策（生活困窮者自立支援法、または生活保護等）に対するスティグマの感受・経験、2）スティグマを感受・経験した背景・原因、3）制度利用・申請時に抵抗を示した経験、4）抵抗を示した背景・原因等である。

（2）生活保護法を利用する人々を対象としたインタビュー調査について

本調査の対象は、生活保護法を利用する人々である。研究協力者は、COVID-19 の影響もあったが、5 名の協力を得ることができた。

インタビュー調査の主な内容は、1）生活保護に対するスティグマの経験・語り、2）スティグマを感受した出来事、3）制度利用・申請時の抵抗の経験、背景、出来事等であった。

（3）Covid-19 の蔓延と感染症対策下における追加（代替）の調査研究

2020～2023 年の COVID-19 の蔓延と感染症対策のため、上記の（1）と（2）の調査実施の度重なる延期ならびに縮小、一部、研究協力予定者の協力取りやめ等があった。そのため感染症対策下であったものの、この間に生活保護の援助者（ケースワーカー）を対象にした「生活保護を利用する人々にみられる抵抗とスティグマに関する実態調査」と、生活困窮自立支援法の自立相談支援機関の援助者に対して「生活困窮支援を利用する人々にみられる抵抗とスティグマに関する実態調査」を実施した。周知のとおり感染症対策下のなかであったため、感染状況を見極めつつ、感染対策を万全にしておこなった。

本研究の倫理的配慮としては、研究協力者が不利益を被ることがないように調査研究趣旨、研究協力同意書、守秘義務、個人情報の管理、研究データの匿名化、取扱い、資料保存年限等の説明を説明し、研究協力者の同意のうえで調査研究は実施した。これらを本研究で実施されたすべ

ての調査研究でおこなった。なお、すべての調査研究は、研究代表者が所属する機関の研究倫理審査の承認を受けおこなった。

４．研究成果

(1) 生活困窮者自立支援におけるスティグマと抵抗

支援法を利用する人々にみられるスティグマと抵抗としては、1) 支援法の援助関係における抵抗、2) 生活保護に対する抵抗、3) 生活保護に対するスティグマの感受、もしくは予見等であった。「1) 支援法の援助関係における抵抗」では、まず、支援法を利用する人々のなかには、自らの生活を他者に晒すことによって恥ずかしさを抱き、このことが本人にとって“特異な経験”となっていた。例えば、本研究の結果では、援助者に「生活（家計）を晒す恥ずかしさ」等としてみられた。なお、このような“特異な経験”は、支援法や生活保護のみならず、自らの抱える疾患や失業、借金等の様々な境遇によってももたらされる。そしてそのような“特異な経験”や境遇に対して人々（当事者）は、抵抗という戦略をとる。本研究の成果では援助者との援助関係において「あまり喋らない」や「あるがままに」というようなふるまい等がみられた。そのうえで支援法を利用する人々のなかには、生活保護に対する抵抗がみられ、主に 2 つの点を示唆することができた。ひとつは、法制度（生活保護）に対する抵抗である。もうひとつは援助者も含めた他者や地域に対する抵抗であった。

次に「2) 生活保護に対する抵抗」と「3) 生活保護に対するスティグマの感受、もしくは予見」である。これらは支援法を利用する人々には、生活保護に対する恥辱感、嫌悪感、スティグマを抱いており、生活保護を利用していないにもかかわらず、他者や地域のまなざしを気にしている場合もみられた。そこでは生活保護と同一視されたくない等、生活保護を利用している者と見做されたくないという抵抗がみられた。

これらのことから支援法を利用する人々のなかには、“生活保護という制度・システム”に対して忌避や抵抗がみられることを明らかにすることができた。

(2) 生活保護におけるスティグマと抵抗

生活保護を利用する人々にみられたスティグマと抵抗としては、1) 制度利用における恥辱感・ひそやかな抵抗、2) 他者や地域との好ましくないまなざしの感受、3) 自らのなかの内面におけるスティグマ等がみられた。「1) 制度利用における恥辱感・ひそやかな抵抗」では、生活保護を利用する本人が他者に身の上を知られる恥辱感や、他者に生活保護であることを知られてしまうことへの疑念等がみられた。例えば、本研究の結果では医療機関での支払い場面や銀行での口座開設等の場面でみられた。「2) 他者や地域との好ましくないまなざしの感受」では、生活保護を利用する人々（当事者）は生活保護バッシングや不正受給報道、世間からのまなざし等を気にしていた。そして他者や地域からそうみられているのではないかと疑心暗鬼になっている点もみられた。「3) 自らのなかの内面におけるスティグマ」は、生活保護を利用していることで生じる情動ということができる。そして、先述した「1)」と「2)」とも連関し、自らの内面にスティグマを内面化している点を明らかにすることができた。そのうえで、これらは当事者の他者や援助者（ケースワーカー）、地域等に対するふるまいに影響するといえる。また本研究の結果では、生活保護の利用する当事者本人が生活保護に至る過程で落層感やスティグマを内面化することがあることを明らかにすることができた。

(3)“生活保護という制度・システム”に対するスティグマと抵抗

先述してきた「4. 研究成果」の「(1)」と「(2)」をみるかぎり、“生活保護という制度・システム”が支援法や生活保護を利用する人々（当事者）のふるまいに影響を与えていたということがいえる。支援法を利用する人々にはあまりスティグマはみられないものの、“生活保護という制度・システム”に対しては抵抗を示していた。生活保護を利用する人々は、自らの境遇に対してスティグマ等を内面化していたり、他者、地域のまなざしを気にかけている状況が明らかとなった。

これらのことから“生活保護という制度・システム”は、制度利用や申請を忌避すべてきものとなっており、制度利用した場合はスティグマや落層感を自らに内面化していた。そのため“生活保護という制度・システム”が利用しづらい制度・システムとなっているといえるのである。“生活保護という制度・システム”が利用する人々（当事者）やみなされる人々の日常的なふるまいに好ましくない影響を与えていたということがいえるのである。

今後、本研究でみてきたような抵抗やスティグマを払拭するためには、“生活保護という制度・システム”を当事者・他者・地域等のパーソナルな相互作用の場面と、構造化された社会関係の文脈から紐解き、スティグマと抵抗を究明する必要があるという重要な知見を得ることができた。

なお、研究成果の「4. 研究成果」の「(2)」と「(3)」や COVID-19 蔓延と感染症対策下のため代替して実施した援助者に対する調査は、現段階において分析・検討中であり、今後、成果や知見の精選、変更する点も生じる可能性がある。それでも本研究を通じて生活困窮者支援にみられる抵抗やスティグマ、重要な知見、一連のデータの収集をすることができた。今後さらに分析・

検討を進め、それら成果を整い次第、学術論文等で公表する。

・社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（2017）『生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（平成 29 年 12 月 15 日）』，（https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai 12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000188339. pdf）最終アクセス：20231031.
・Luna, Yvonne M.（ 2009） Single Welfare Mother ’s Resistance, Journal of Poverty, 13, 441-461.Routledge Taylor & Francis Group, LLC.（＝2012, 徐可貴訳「生活保護を受けるシングルマザーの抵抗戦略」『現代思想』Vol.40-15 青土社 175-195.）
・松岡是伸（2024）「生活困窮者自立支援における抵抗とスティグマについて」『北星学園大学社会福祉学部北星論集』，北星学園大学，61.2（62），1-13.

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕　計1件（うち査読付論文　0件／うち国際共著　0件／うちオープンアクセス　1件）

１．著者名 松岡是伸	４．巻 第61巻第2号
２．論文標題 生活困窮者自立支援における抵抗とスティグマについて	５．発行年 2024年
３．雑誌名 北星学園大学社会福祉学部北星論集	６．最初と最後の頁 1-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

〔学会発表〕　計2件（うち招待講演　0件／うち国際学会　0件）

１．発表者名 松岡是伸
２．発表標題 生活困窮者自立支援におけるスティグマと抵抗について
３．学会等名 2022年度　北海道地域福祉学会　全道研究大会
４．発表年 2022年

１．発表者名 松岡是伸
２．発表標題 生活保護における抵抗とスティグマの実態について―生活保護当事者の語りから―
３．学会等名 2023年度　北海道社会福祉学会　研究大会・シンポジウム
４．発表年 2024年

〔図書〕　計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

－

６．研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考

７．科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕　計0件

８．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関